

令和元年第3回町議会臨時会会議の経過（8月2日）

議 長 皆さん、こんにちは。ただいまから令和元年第3回山北町議会臨時会を開会いたします。（午後2時00分）

それでは、町長の挨拶を求めます。町長。

町 長 皆さん、こんにちは。本日は御多忙のところ、令和元年第3回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

まず初めに、7月18日株式会社京都アニメーションを狙った放火事件が発生し、35人ものとうとい命が奪われました。余りの被害の大きさに、私自身深い悲しみと憤りを感じております。犠牲となられた方々、また御遺族や関係者の皆様に心から御冥福とお悔やみを申し上げますとともに、今なお御療養中の皆様におかれましては、一日も早い御快復を心よりお祈りいたします。

さて、先月は、東京2020オリンピック開催まで、あと一年を迎え、「1 Year To GO!」のスローガンのもと、全国各地で、さまざまなイベントが開催されました。私も会場関連自治体の長として、11日には、ラグビーワールドカップとオリンピック・パラリンピックの成功に向けた県内関係者による合同総会、24日には大会組織委員会主催のオリンピック1年前セレモニーに出席し、大会開催に向けた機運が高まっているのをひしひしと感じたところでございます。

そして、21日には自転車ロードレース競技のテストイベントが開催され、私もゴールとなる小山町の富士スピードウェイで観戦させていただきました。今回出場した選手からは、本町を通過する三国峠が勝負となるといったコメントが多く聞かれ、1年後の大会本番が待ち遠しく感じたところであります。

また、本番に向けた交通規制やボランティアの動きなども確認され、本町からも約30名のコースサポーターの方々が参加し、小山町のコース沿道で交通整理などに従事していただき、大変感謝申し上げる次第であります。

現在、各競技で代表選手の選考が本格化するなど、一段と盛り上げりを見せておりますので、本町といたしましても、引き続き、組織委員会などと連携を図り、機運の醸成に取り組んでいきたいと考えております。

さて、先月26日には、足柄上地域市長懇談会が開催され、黒岩県知事を初めとした県幹部職員の方々と1市4町の市長の皆様に、本町へお越しいただきました。私からは、冒頭の挨拶の中で、各市・町がそれぞれに抱える課題を解決するためには、今まで以上に県と市、町が互いに知恵を出し合い、総合的な視点を持って課題解決に向かっていくことが重要であると述べていただきました。ことしの懇談会は、広域連携の強化による県西地域の活性化を共通テーマに、各市、町が抱える課題や要望を交えながら有意義な意見交換ができたと考えております。

さて、令和元年第3回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、条例案件4件、契約案件1件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

また、全員協議会におきましては、三保小学校のあり方についてを御説明させていただき予定でございますので、よろしくようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

議 長 臨時会の議会運営については、本日午後1時から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長から審査報告を求めます。

議席番号13番、石田照子議会運営委員長。

13 番 石 田 皆様、こんにちは。それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日、午後1時から役場402会議室において、委員6名、議長の出席のもと、令和元年第3回山北町議会臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案は、お手元に配付されておりますように、条例改正等4案件及び契約案件1案件の計5案件であります。

審議方法は、本会議即決とし、会期は本日1日限りいたしました。なお、本会議終了後、全員協議会を開催します。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。

議 長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に、議席番号3番、和田成功議員、議席番号10番、遠藤和秀議員の2名を指名いたします。本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第41号 山北町保育園条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第4、議案第44号 山北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 それでは、議案第41号 山北町保育園条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町保育園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年8月2日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、幼児教育・保育の無償化を実施するため提案するものです。

続きまして、議案第42号 山北町認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年8月2日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、幼児教育・保育の無償化を実施するため提案するものです。

続きまして、議案第43号 山北町の幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例の制定について。

山北町の幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年8月2日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、幼児教育・保育の無償化を実施するため提案するものです。

続きまして、議案第44号 山北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年8月2日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法の改正に伴い、施設が徴収できる費用を変更するため提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長

福祉課長。

福 祉 課 長

それでは、議案第41号から議案第44号に入る前に、町の考え方を御説明させていただきます。

初めに、参考資料として、卓上に配付させていただきましたものをごらんください。

今回の無償化の概要でございますが、令和元年10月1日から幼稚園、保育園、認定こども園の保育料について、3歳から5歳の子どもがいる世帯と、ゼロ歳から2歳の子どもがいる住民税非課税世帯は無料となります。また、給食費については3歳から5歳の第1子、第2子がいる年収360万円未満世帯及び第3子以降のいる全体所得世帯は無償化の対象となります。なお、国では無償化の対象外の給食費については4,500円を目安に徴収することとしています。

次に、当町の対応といたしまして、保育料につきましてゼロ歳から2歳の子どもは国の減免である現に入園している子どもが3人目以降は無料にプラスして、町独自の減免も継続します。町独自の減免としましては、入園していなくても世帯として子どもをカウントし、長子が小学生以上の場合、入園している1人目は半額、2人目は4分の1、3人目以降は無料となります。給食費につきましては、3歳から5歳の子どもがいる第1子、第2子にかかる年収360万円以上の世帯は、町独自の施策として、町内の児童については、従来どおり無料を継続しますが、町外からの受託児童は10月より4,500円を徴収させていただきます。これは、受託もとの他市町では、給食費を徴収することで検討していることや、他市町の住民に対し優遇することではないな

どの判断から徴収するものでございます。裏面には、近隣市町の検討状況を記載してございますので、ごらんください。

それでは、議案第41号について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町保育園条例の一部を改正する条例。山北町保育園条例の一部を次のように改正する。今回の改正は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳の子どもにおいて、保育料が全ての階層で無料となることから、本条例において、保育料の納付を3歳未満の子どもの保護者と定めるものです。なお、今回の無償化の対象となっているゼロ歳から2歳の子どものいる住民税非課税世帯については、規則で定めていきます。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお開きください。

第5条、費用の納付について。「した児童」の後に、「のうち、第3条第2号及び同条第4号に該当する児童」を加えるものです。第3条第2号に該当する児童とは、満3歳未満の小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもので、第4号に該当する児童とは、その他町長が特に保育園において保育する必要があると認める児童と規定されています。

それでは、2枚目にお戻りいただき、改正文ごらんください。

附則。1、この条例は令和元年10月1日から施行する。2、令和元年9月分までの保育料については、なお従前の例による。

以上で、説明を終わります。

続きまして、それでは、議案第42号について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町認定こども園条例の一部を改正する条例。山北町認定こども園条例の一部を次のように改正する。

概要でございますが、議案第41号の山北町保育園条例の一部改正と同様に、幼児教育・保育の無償化に対応するため、保育料の納付を3歳未満の子どもの保護者と定めるものです。なお、この条例においても無償化の対象となっ

ているゼロ歳から2歳の子どものいる住民税非課税世帯については、規則で定めていきます。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお開きください。

第5条、費用の納付について。「した児童」の後に、「のうち、第3条第3号及び同条第4号に該当する児童」を加えるものです。第3条第3号に該当する児童とは、満3歳未満の小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもので、第4号に該当する児童とは、その他町長が特に認める児童と規定されています。

それでは、2枚目にお戻りいただき、改正文をごらんください。

附則。1、この条例は令和元年10月1日から施行する。2、令和元年9月分までの保育料については、なお従前の例による。

以上で、説明を終わります。

議 長
学 校 教 育 課 長

学校教育課長。

それでは、議案第43号 山北町の幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例の制定についてを説明させていただきます。

まず、本町の町立幼稚園は、無料の対象となります3歳児から5歳児までをお預かりしております。そのため、10月1日以後の保育から保育料を徴収しないこととなりますので、山北町の幼稚園保育料徴収条例を廃止するため、本条例を制定したいと思います。

2枚目をごらんください。

山北町の幼稚園保育料徴収条例（平成27年山北町条例第12号）は廃止する。

附則。1、この条例は令和元年10月1日から施行する。2、令和元年9月分までの保育料については、なお従前の例による。

以上でございます。

議 長
福 祉 課 長

福祉課長。

それでは、議案第44号について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

山北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法において、認可等を受けている事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設等の確認について、条例で定めるとされているもので、今回の条例改正は、子ども・子育て支援法の一部改正の施行に伴い、国の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことから条例改正するものです。

主なものは、文言等の改正に加え、給食費について、3歳から5歳の子どもの保護者から支払を受けることができるものとすることや、保護者に対して行う新たな基準の設定などとなります。

内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、5枚おめくり後の新旧対照表の1ページをごらんください。

文言と改正としまして、第2条以降、第53条までの支給認定を教育保育給付認定と改めるものでございます。

第2条は定義を定めたもので、第12号から第24号までを5号ずつ繰り下げ、第12号から第16号が追加となります。

第12号は、満3歳以上教育・保育給付認定子ども、第13号は特定満3歳以上保育認定子ども、第14号は満3歳未満保育認定子ども、第15号は市町村民所得割合算額を。

2ページをごらんください。

第16号は、負担額算定基準子どもをそれぞれ追加するものです。

3ページの第6条は、利用者負担を第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項に改めるものです。

6ページをごらんください。

第14条は、幼児教育、保育の無償化に伴う利用者負担額等の受領について定めたもので、第1項は保育料について、従来は全ての利用者から支払を受けるとされていたものを、満3歳未満に限定したもので、3歳から5歳にかかる特別利用教育、特別利用保育に関するものを削除します。

7ページの第2項では、法定代理受領について、3歳から5歳にかかる特別利用教育・特別利用保育に関するものを削除します。

8ページをごらんください。

第4項第3号は、給食費について徴収できるとしており、3歳から5歳の子どもがいる年収360万円未満相当世帯と、全所得階層の第3子以降の子ども及び満3歳未満の子どもに対する給食費を徴収可能なものから除外する規定を加えるものです。なお、町では、この規定を基準として、町外受託者から給食費を徴収しますが、額については規則で定めていきます。

10ページをごらんください。

第15条第1項は、施設型給付費の保護者に対する額の通知について定めたもので、特例施設型給付費を削除するものです。

11ページの第21条は、運営規程を定めておくとして規定したもので、第5号では、支給認定保護者を第14条の規定により教育・保育支給認定保護者に、受領する利用者負担その他を、支払を受けるに改めるものです。

15ページをごらんください。

第35条は、国の基準の文言の整理により改めるものです。

第36条は、保育所が特別利用保育を提供する際に遵守しなければならない基準となり、16ページをごらんください。第3項では、施設型給付費には特例施設型給付費を含むとし、利用定員を超える場合の選考方法、利用者負担額、給食費についての適用を新たに加えるものです。

17ページの第37条は、幼稚園が特別利用教育を提供する際に遵守しなければならない基準となり、第3項では第36条と同様に、施設型給付費には特例施設型給付費を含むとし、利用定員を超える場合の選考方法、利用者負担額、給食費についての適用を新たに加えるものです。

18ページをごらんください。

第38条は、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準について定めたもので、国の基準の文言の整理により改正するものです。

19ページの第39条は、利用者負担を第44条の規定により支払を受ける費用に関する事項に改めるものです。

第40条は、正当な理由のない提供拒否の禁止等について定めたもので、第2項では、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを、満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下こ

の章において同じ。)に。支給認定を、法20条4項の規定による認定に。支給認定子どもを満3歳未満保育認定子どもに改めるものです。

20ページ、21ページをごらんください。

第41条、第42条、第43条は支給認定子どもを満3歳未満保育認定子どもに改めるものです。

22ページをごらんください。

第44条は、利用者負担額等の受領について定めたもので、第1項と第2項では、保育料の無償化により3歳から5歳に該当する箇所が削除となります。

24、25ページをごらんください。

第47条第5項は、支給認定保護者を第44条の規定により教育・保育給付認定保護者に。受領するを支払を受けるに改めるものです。

第48条、第50条は、支給認定子どもを満3歳未満保育認定子どもに改めるものです。

第51条は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について、この条例の他の条文を準用することを定めたもので、準用する際の読みかえについても規定しています。

26ページをごらんください。

第52条は、3歳以上の教育認定子どもに対して、地域型保育を提供する特別利用地域型保育の基準について定めたものです。第2項では、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを、満3歳未満保育認定子どもに改めるものです。

26、27ページの第3項は、特定利用地域型保育の提供について定めたもので、地域型保育給付費には、特例地域型保育給付費を含むことを加えるものです。

28、29ページをごらんください。

第53条は、3歳以上の保育認定子どもに対して、地域型保育を提供する特定利用地域型保育の基準について定めたもので、第3項は、特定利用地域型保育の提供について、地域型保育給付費には、特例地域型保育給付費を含むことを加えるものです。なお、特例地域型保育給付費とは、教育認定子どもが、幼稚園が整備されていないなどのため、地域型保育を受けることと、保

育認定子どもが、保育所が整理されていないなどのため、地域型保育を受けることとなります。

それでは、議案の5枚目にお戻りください。

附則。この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第41号から議案第44号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第41号から議案第44号について、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案番号順に採決いたします。
議案第41号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第42号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第42号は、原案どおり可決されました。
次に、議案第43号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第43号は、原案どおり可決されました。
次に、議案第44号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第44号は、原案どおり可決されました。

日程第5、議案第45号 令和元年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事（共和・清水・三保地区）請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。町長。

町 長 議案第45号 令和元年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事（共和・清水・三保地区）請負契約の締結について。

令和元年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事（共和・清水・三保地区）の工事請負契約を次のとおり締結するものとする。

1、契約の目的、令和元年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事（共和・清水・三保地区）。

2、契約の方法、随意契約による契約。

3、契約金額、一金7,216万円（うち取引にかかわる消費税及び地方消費税の額656万円）。

4、契約の相手、横浜市金沢区福浦2-4-15。三愛電子工業株式会社横浜営業所。営業所長三浦幸喜。

令和元年8月2日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、令和元年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事（共和・清水・三保地区）の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

それでは、議案第45号 令和元年度防災行政無線デジタル化屋外子局整備工事（共和・清水・三保地区）請負契約の締結について御説明申し上げます。

本工事につきましては、総務省が平成17年に無線設備規則のスプリアス発射の強度の許容値を改正したことに伴い、令和4年12月1日以降、旧規則に基づく無線機器は使用できなくなり、デジタル化への移行が義務づけられたことによるもので、本町では本年度から4年間をかけて屋外子局をデジタル化していくものです。

それでは、今年度の工事予定の屋外子局を御説明申し上げます。

1枚おめくりいただき、1ページをごらんください。

三保地区の6局でございます。この丸がついたところですね。三保地区の6局。

3ページ目をごらんください。済みません、2ページ目ですね。清水地区の6局でございます。

3ページをごらんください。共和地区の3局でございます。本年度は全部で15局をデジタル化するものでございます。

4ページをごらんください。工事内容となりますが、アンテナと屋外制御装置を交換するものでございます。

5ページをごらんください。このマスト、支柱ですね、マストが耐用年数を超えているものについては、マストも建てかえるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第45号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第45号を採決いたします。

原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第45号は、原案どおり、可決されました。

以上をもちまして、令和元年第3回山北町議会臨時会の議事日程を終了いたしましたので閉会といたします。

なお、2時35分から401会議室において全員協議会を開催いたしますので、よろしく願います。 (午後2時32分)